

第1回加美町まちづくり基本条例策定委員会 議事概要

会議名	第1回加美町まちづくり基本条例策定委員会
開催日時	平成26年9月25日(木) 午前10時~正午
開催場所	加美町役場仮設庁舎 第二会議室
出席委員	<p>【委員18人】</p> <p>徳永 幸之 委員 菅原 博志 委員 竹中 要子 委員 古川 隆 委員 高嶋 信子 委員 高橋 さやか 委員 工藤 義也 委員 佐々木 盛雄 委員 門真 めぐみ 委員 府田 政之 委員 渋谷 壽夫 委員 高橋 庸介 委員 近藤 義次 委員 高橋 太治 委員 千葉 敬悦 委員 細谷 紀生 委員 後藤 佐市 委員 宮野 謙 委員</p>
欠席委員	
事務局	協働のまちづくり推進課 4名 今野課長、尾形係長、佐藤主査、中川主事
傍聴人	1人(河北新報記者)
次第	<p>(1) 開 会 (2) 委嘱状交付 (3) あいさつ (4) 自己紹介 (5) 委員長、副委員長の選任 (6) 議 事 ①加美町まちづくり基本条例の策定について (7) 研修会「まちづくり基本条例について」 講師：宮城大学地域連携センター 地域振興事業部長 古川 隆 氏 (8) そ の 他 (9) 閉 会</p>
配布資料	<p>□次 第 □第1回加美町まちづくり基本条例策定委員会資料 □宮城県内のまちづくり基本条例の策定状況(参考資料) □まちづくり基本条例について(研修会資料)</p>

<p>町長あいさつ</p>	<p>加美町は善意と資源とお金とが循環する人と自然にやさしいまちづくりを進めています。このまちづくりを進めるにあたって大事なことは、住民主体で進めることだと考えています。町を支える4つの力として、一つは地域力、二つ目は市民力、三つ目は行政力、四つ目は市場力があると言われていています。行政力だけに頼っている町はこれからは立ち行かなくなり、地域力に頼っているだけでも大変だろうと思います。市民力をこれからつけていく必要があると思います。まちづくり基本条例で、行政や町民などの役割というものを明文化して、皆で力を合わせて素晴らしいまちをつくっていくというための条例です。この条例策定において、皆さん方が様々な意見を出し合ったり、議論を交わしたりするプロセスが非常に大事だと思います。行政が決定して行政が進めることはやりやすい方法ですが魅力あるまちはつくれません。多少時間がかかっても皆さんと議論をしながら進めていくということが、これから魅力あるまちづくりを進めていくに当たってとても大事なことだと思っています。プロセスを大事にしながら条例をまとめていただきたいと思います。</p>
<p>委員長、副委員長の選任</p>	<p>委員長：宮城大学事業構想学部事業計画学科 教授 徳永幸之委員 副委員長：公募 高橋 庸介委員</p>
<p>議事</p>	<p>(1) 加美町まちづくり基本条例の策定について</p> <p>【質疑応答】</p> <p>□委員…会議の前に資料を配布していただきたい。</p> <p>□委員…会議議事録を作成していただきたい。</p> <p>□委員…今後のまちづくりを考えていくということであれば、若い人が参加をして認識を共有し、町の将来を担っていくということが大事だろうと思う。人選の経過や若い人の補充等については考えていないのかどうか、報告をいただきたい。</p> <p>○事務局…人選の経過について、学識経験を有する者については、地域連携協定を締結している宮城大学から徳永先生と古川部長を推薦していただいた。公共的団体の役員または職員については、名簿の3番から12番までの団体に委員の推薦をお願いした。公募による町民については、広報紙で委員を募集して選定した。最初はこの15名だったが、女性委員が一人しかおらず、加美町では男女共同参画を推進していることから、名簿の13番から15番までの女性の方々にお願いして18名となった。</p> <p>若い人の補充について、18名で検討していきたいと思っている。この条例づくりを18名の委員会だけで行うのではなく、別な機会を設けて町民の意見を聞こうと考えている。</p> <p>□委員…この委員会の意見と役場内の委員会の意見をどのように整合を図っていくのか。進め方としてはどちらが先行するのか。また、意見交換をする機会があってほしい。</p>

	<p>○事務局…進め方について、先ずはこの委員会で意見を出していただく。そして、ワーキンググループの中でその意見を整理して資料を作成し、次に策定推進委員会で資料について議論してこの委員会に資料を出すようになる。庁内の体制は、この委員会の意見のまとめや、条例の条文づくりのお手伝いをする役割と考えている。庁内委員会の職員との意見交換については、今後の進捗状況を見ながら検討させていただきたい。</p> <p>■委員長…この委員会が最終調整を行うという位置付けになると思う。条例なので最終的には議会の議決が必要になるが、その原案をここで取りまとめていくということになるので、よろしく願いたい。</p> <p>○事務局…議会にも報告をしながら進めていきたいと思っている。</p>
<p>研修会</p>	<p>「まちづくり基本条例について」 講師：宮城大学地域連携センター地域振興事業部 部長 古川 隆 氏</p> <p>【質疑応答】</p> <p>□委員…パブリックコメントについて、柴田町と大崎市でどのくらい意見があったのか。加美町スポーツ振興計画のときはパブリックコメントでの意見がなかった。</p> <p>それから、条例の種類はいろいろあるとのことだが、加美町では指定廃棄物最終処分場問題で大きな運動になっており、議会提案で拒否条例というものを審議している。その拒否条例そのものの効果というか、環境省の特措法と関係があるのか、効力についてお聞かせいただきたい。</p> <p>○講師…パブリックコメントについては、柴田町と大崎市のデータを持ち合わせてないので、どのくらい意見があってどのような内容だったのか調べる。</p> <p>二点目の最終処分場の拒否については、一つの効果としては町民の方々の世論を高めるところがある。この地域は環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくという基本的な考え方が浸透していくという効果があるだろうと思う。一方の法的拘束力がどれだけ効果を持つかということについては、幅広く環境省関連の法律とかその他様々な法律を十分に見極めた上で何の効果があるのかということを見ていかないと即答できない部分かなと思う。</p> <p>□委員…河北新報では法的拘束力はないと言っていた。</p> <p>○講師…先ほども申したが、法律の範囲内で制定することなので、法律を逸脱してまでは作れないので、その縛りがどこまでかけられるかということだと思う。</p> <p>□委員…放射能汚染を持ち込むということは、基本的に人格権を否定することになるわけだから、法律を守るということであれば、危険なものを住民に押し付けるということはNOだと思う。</p>